飼い主が守ること

「動物の愛護及び管理に関する法律」により飼い主の責任について以下のように定められています。

動物を飼う人の責任

1．動物は命あるものです。飼い主は、責任を自覚して、次のように適正な飼養をしましょう。
(1)動物の健康と安全を守る。
(2)動物が人の生命、身体や財産に害を与えたり、人の迷惑になることのないように努める。
2．飼い主は、飼育動物が原因となり、動物から人にうつる感染症についての正しい知識を持つように努めましょう。
3．飼い主は、飼育動物が自分のものであることが分かるように名札などを付けるようにしましょう。

また、豊橋市は**「動物の愛護及び管理に関する条例」**により飼い主の遵守事項等について以下のように定めています。

飼い主の遵守事項

1．飼い主は、動物について次のことを守らなければなりません。
(1)えさと水を充分に与える。
(2)寄生虫の防除、病気の予防など日常の健康管理に努め、病気にかかったり、負傷したときは適切な治療を受けさせる。
(3)動物の種類や頭数に合った飼養施設を設ける。
(4)汚物や汚水を適切に処理し、飼養施設や周辺を清潔に保ち、臭いや害虫などの発生を防止する。

注射番号	注射実施年月日

登録と狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、生後90日を経過した犬は、登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年4月1日～6月30日の間に1回)を受けなければなりません。

狂犬病予防注射を動物病院で受け、「注射済証」が発行されたときは、それを保健所へお持ちになり、登録と注射済票の交付の手続きをしてください。なお、交付には手数料が必要となりますので、あらかじめ電話でお問い合わせください。

交付を受けた鑑札と注射済票は、犬に装着することが義務付けられています。行方不明になった時も、鑑札等の番号から飼い主がわかりますので、犬の首輪等につけて下さい。

豊橋市では、毎年4～5月に市内の公園等を会場として、登録と狂犬病予防注射が一度に行える定期集合注射を実施しています。既に登録を済ませている飼い主の方には、ハガキ(狂犬病予防注射実施･登録確認通知書)が送付されます。注射会場には、必ずハガキと愛犬手帳をお持ちください。

詳しい会場については、広報とよはし(3月15日号)または市ホームページをご覧ください。

動物由来感染症

動物と人に共通の病気で、動物から人へうつるものを、動物由来感染症といい、犬から人にうつる主な病気には、次のようなものがあります。

●狂犬病

狂犬病ウイルスに感染した動物に咬まれることによって感染する病気で、犬も人も発症すると、ほぼ100%死亡します。

日本では、昭和32年以降狂犬病は発生していませんが日本、オーストラリア、ニュージーランド、ハワイなどを除く多くの国では発生が見られ、いつ海外から侵入してくるかわかりません。

狂犬病予防注射は必ず毎年受けなければなりません。

●回虫病

寄生虫症の1つで、子犬に多く見られる病気ですが、まれに人にも感染します。回虫の幼虫が、人の口から入り込んで人体内を動き回り、視力障害、肝臓機能障害等を起こすことがあります。

●皮膚病

犬の皮膚病の原因はさまざまですが、真菌やノミ、ダニによるものは人にもうつることがありますので、脱毛や皮膚の異常を認めたら、早めに獣医師の治療を受けてください。

※動物由来感染症は、動物病院で定期検診を受けるなどして健康を管理し、口うつしで食べ物を与えるなど過度の接触は避け、ふん等を扱った後は良く手を洗うなど常に衛生的な飼い方を心がけていれば、必要以上にこわがることはありません。